

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

10月27日衆議院選挙に行かれましたか？

①インボイス登録をしますと、売上1,000万円以下の方も納税義務が発生します。生活は益々苦しくなっていくでしょう。子ども食堂等が誕生したのも消費税が導入されたからです。消費税は廃止して、売上税を導入した方がいいですよ。



②人手不足であり、賃金も上がっています。経営者は経営がやりにくくなっています。人手不足倒産が増加しています。他方賃金が上がった給与所得は社会保険料等も上がって、実質の手取給与はあまり増加していません。また社会保険制度も改正され5人以上雇用されている企業は負担が増加しますね。

③米の値段が上がっていますが、農家からコスト計算しますと肥料代・農薬代等が値上がりしていますので利益は出ていませんから担い手不足です。農家は70才以上が主役で、このままだと農業が出来なくなります。一番困りますのは消費者です。生きていくには食べなければなりません。農業問題は国民全体の問題です。自給率100%を目指した長期計画を早急に政策すべきです。戦争になったら何よりも食糧第一です。



九州農業経営研究会では自国の肥料等は自分たちでの講演会(11月22日(金)パレア13:30~17:00)をしますので別紙同封チラシを見て参加申込してください→無料ですよ

④各党の選挙公約を聞いて(必ず投票に行きましょう→投票に行かない人があとでグズグズ言うのはおかしいですよ。権利の放棄ではないですか)どの政党が政権を取っても今の世の中を変えるにはどうしたらよいか経済政策、国債発行(借金)、デフレ政策の脱皮、賃上げ・実質賃金UP等のセミ



ナーを熊本県山鹿市出身の三橋貴明様に令和6年12月13日(金)ザ・ニューホテル熊本で15:00~17:00に講演し



てもらいますので早めの申込をしてください。定員100人で、すでに50人は申込があつていますから別紙同封チラシを見られましたらすぐ申込みして下さいね。

※このニュースが届いている時には、衆議院選挙の当選者が決まっています。少しでも暮らしやすい国になればいいですね。

飲食費に該当するか否かの判断基準について

令和6年度税制改正大綱で、交際費等の損金不算入制度について、令和6年4月1日以降支出した飲食費については、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される金額基準が1人当たり5,000円以下から10,000円以下に引き上げられました。



税制改正から約半年がたちますが、改めて注意すべき点を解説いたします。

【注意点1】税込経理方式か？税抜経理方式か？

経理方法として、税込経理方式と税抜経理方式が採用されています。「1人当たり1万円以下」は税込経理方式か税抜経理方式かで金額が変わります。

経理方法	判断基準	判定
税込経理方式	税込価格で判定	44,000円÷4人 = 11,000円 > 1万円 → 交際費等に含める
税抜経理方式	税抜価格で判定 ※インボイスがある場合のみ	40,000円÷4人 = 10,000円 ≤ 1万円 → 交際費等に含めない

【注意点2】利用したお店に登録番号があるか否か？

税抜経理方式の場合、飲食店などから受け取った領収証等に注意が必要です。インボイス制度が始まったことに伴い、仮払消費税等の金額が変わります。結果、1万円基準の判定も次のようになります。

領収証等の内容	仮払消費税等の割合	判定
インボイス(適格請求書)	100%	40,000円÷4人 = 10,000円 ≤ 1万円 → 交際費等に含めない
区分記載請求書(非適格請求書)	80%	(40,000円+4,000円) × (100%-80%) ÷ 4人 = 10,200円 > 1万円 → 交際費等に含める
上記以外(非適格請求書)	0%	(40,000円+4,000円) ÷ 4人 = 11,000円 > 1万円 → 交際費等に含める

【注意点3】領収証等の記載事項に見落としはないか？

飲食費の要件を満たしているか？

飲食費として扱われるものの中には、軽減税率8%の対象になるものもあります。登録番号とあわせて、従来通り確認が必要となります。また、金額については税制改正がありましたが、その他の要件(飲食費の定義、保存要件など)は従来通りとなります。これを機会にあわせてご確認をお願いいたします。



[参考] 交際費の飲食費「1万円に引き上げ」とは？いつから？2024年度(令和6年度)税制改正と注意点を解説

令和6年度年末調整について

【第1弾】定額減税・年調減税事務の追加

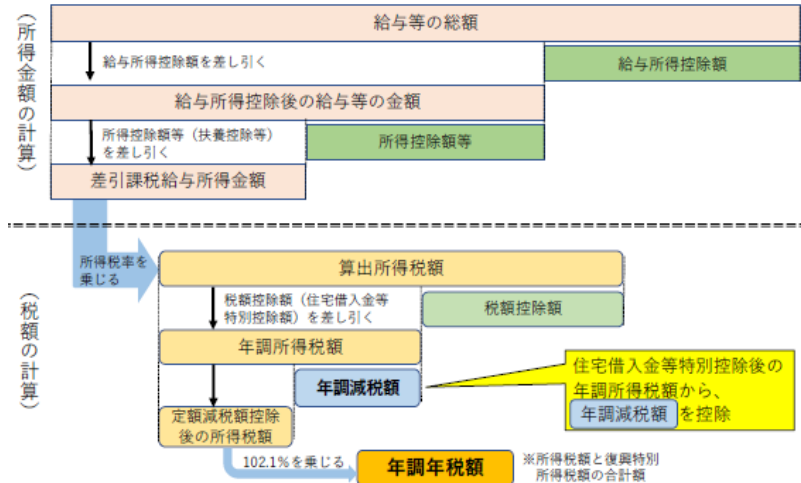
今年も国税庁のホームページに「年末調整がよくわかるページ」が開設されました。令和6年の年末調整の計算にあたって、今年度は定額減税が実施され、年末調整業務でも例年になく煩雑さが懸念されていますが、その他にも税制改正による変更点が発生しています。主に注意すべき事項などを2回に分けてお送りします。

第1弾は、定額減税・年調減税事務の追加についてお伝えします。※第2弾は、改正による関連書類の簡略化を予定しております。

【定額減税・年調減税事務の追加】

○年調減税事務の追加

令和6年6月から実施されている定額減税は、年末調整で最終調整(年調減税)を行う必要があります。年調減税では、改めて年末調整時点で定額減税額を算出し、年間の所得税額との精算を行います。なお、定額減税額の算出方法は、月次減税と同様となっています。



○年末調整に係る書類の様式変更

この手続きに伴い、「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書」に定額減税に係る記載欄が追加され、「**年末調整に係る定額減税のための申告書**」を兼用する様式に変更されています。

《変更点》

- ①「給与所得者の基礎控除申告書」へ『本人定額減税対象』(☑)の新規項目の追加。
- ②「給与所得者の配偶者控除等申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告)」に変更。

それに伴い、『配偶者定額減税対象』(☑)の新規項目の追加。

○源泉徴収簿の様式変更

源泉徴収簿にも定額減税計算表が追加されました。ただし、「令和7年分源泉徴収簿」の裏面に追加されており、定額減税計算表の部分は令和7年分の年末調整の計算に使用することはできません。これは、すでに令和6年分の源泉徴収簿が使用されているためと考えられますが、令和7年分の年末調整時に誤って適用しないよう注意が必要です。



○住宅ローン控除の年末残高証明について「証明書方式」から「調書方式」に変更

「証明書方式」とは、従来のように金融機関等から年末残高証明書が交付され、年末調整で添付提出する方法で、「調書方式」は金融機関等が税務署に「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高調書(=年末残高調書)」を提出し、国税当局から納税者に住宅ローンの「年末残高情報」を提供する方法です。

「調書方式」は令和6年以降の所得税等の申告から適用されることになっており、住宅ローン控除を受ける際は、年末残高証明書を出すのではなく、年末残高等の情報をマイナポータル連携やe-Taxの利用者識別番号によって収集することになります。



ただし、年末調整では2年目以降に対応することになっているため、令和6年の年末調整で調書方式での提出が行われることはありません。また、令和6年9月時点で調書方式に対応した金融機関はごく少数であり、金融機関側の対応が困難な場合は、経過措置より「証明書方式」もしばらくの間認められています。

○国外居住親族への「送金関係書類」に電子決済手段が追加

国外居住の親族について扶養控除等の適用を受ける場合、その親族との親族関係書類や送金関係書類の提出が必要となります。送金関係書類について、令和6年からは「電子決済手段の国外移転の依頼をする場合の依頼書の控え」も送金関係書類として認められることになりました。依頼書は、内閣総理大臣の登録を受けた「電子決済手段等取引業者」が発行したもので、その年において電子決済手段の国外移転をした依頼書の控えが対象となります。
[参考] 2024年の年末調整の変更点は? 年末調整業務で押さえておきたいポイントを解説

今月も無料個別相談会を開催します!

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日時:「毎週水曜日 9:00~16:00の時間」

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加下さいませ。

毎週水曜個別無料相談
相続・贈与
開業支援
経営
096-368-2030

電子ニュース希望の方は
d-matsumoto@miraizeimu.com まで

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
http://www.mirai-town.net/

《株式会社 日産ライフビジネス》

VISION

地域で1番慕われ、
笑顔の絶えない会社を目指します
日産ライフビジネスは、
お客様にとって
かけがえのない伴走者になり
人生を通じて「お客様の想いや夢をカタチにする」
お手伝いをいたします。



ABOUT

- 電話・HP・住所

096-215-8201 <https://nlb.co.jp/index.html>

〒861-8006 熊本県熊本市北区龍田 3-17-8

- 事業内容

損害保険・生命保険代理店

- 取り扱い保険会社

損害保険ジャパン株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
メットライフ生命保険株式会社
SOMPO ひまわり生命保険株式会社
東京海上日動あんしん生命株式会社
アフラック生命保険株式会社

SERVICE

金融リテラシー向上のお手伝い

私たちは相続、税金、資産運用など学校ではなかなか教えてくれなかったテーマで勉強会を開催し、金融リテラシー向上のお手伝いをいたします。

事故対応

事故があっても私たちにお任せください。お客様の「万が一」に寄り添うことを第一に考えます。